

電子提供措置開始日2024年5月31日

第 2 期 定 時 株 主 総 会 そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項 (交 付 書 面 省 略 事 項)

【事業報告】

当社の現況に関する事項の一部
会社役員（取締役）に関する事項の一部
当社の株式に関する事項
当社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
業務の適正を確保する体制
特定完全子会社に関する事項
親会社等との間の取引に関する事項
会計参与に関する事項

【連結計算書類】

【計算書類】

【監査報告書】

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)



株式会社あいちフィナンシャルグループ

当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業 務	リ ー ス 業	そ の 他 の 業 務
使 用 人 数	2,311人	13人	30人

(注) 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含みません。

(2) 企業集団の営業所等の状況

イ 株式会社愛知銀行

① 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
愛 知 県			98	(2)
岐 阜 県			3	(-)
三 重 県			2	(-)
静 岡 県			1	(-)
東 京 都			1	(-)
大 阪 府			1	(-)
合 計			106	(2)

- ② 当年度新設営業所
該当事項はございません。

□ 株式会社中京銀行

① 営業所数

			当	年	度	末
			店		うち出張所	
愛	知	県	67		(1)	
岐	阜	県	0		(-)	
三	重	県	15		(-)	
静	岡	県	1		(-)	
東	京	都	1		(-)	
大	阪	府	3		(-)	
合		計	87		(1)	

② 当年度新設営業所

該当事項はございません。

ハ リース業およびその他の事業

リース業およびその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(4) 重要な親会社および子会社等の状況 □ 子会社等の状況」をご参照ください。

(3) 主要な借入先

該当事項はございません。

(4) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

会社役員（取締役）に関する事項

(1) 責任限定契約

当社は、取締役（監査等委員）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第33条において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより取締役（監査等委員）全員と責任限定契約を締結しております。

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
加 藤 政 宏 取締役（監査等委員）	当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。
江 本 恭 敏 社外取締役（監査等委員）	
柴 田 雄 己 社外取締役（監査等委員）	
村 田 知 英 子 社外取締役（監査等委員）	
我 妻 巧 社外取締役（監査等委員）	
板 倉 麻 子 社外取締役（監査等委員）	

(2) 補償契約

該当事項はございません。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

被 保 険 者 の 範 囲	役 員 等 賠 償 責 任 保 険 契 約 の 内 容 の 概 要
当社ならびに当社の子会社の取締役	被保険者が当社ならびに当社の子会社である株式会社愛知銀行、株式会社中京銀行の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社負担としております。

当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 150,000千株

発行済株式の総数 49,124千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

20,205名

(3) 大株主

株 主 の 氏 名 ま た は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,678	7.51
ミソノサービス株式会社	3,614	7.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,093	4.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	1,650	3.37
日本生命保険相互会社	925	1.89
東邦瓦斯株式会社	911	1.86
愛知銀行従業員持株会	861	1.76
日本碍子株式会社	806	1.65
住友生命保険相互会社	703	1.44
明治安田生命保険相互会社	548	1.12

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式129,595株を保有しておりますが、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けたものの人数	株式の種類および数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	9人	当社普通株式 19,500株
取締役（監査等委員）	—	—

当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 7個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 2,331株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2043年7月19日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 5個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,665株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2044年7月25日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 8個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 2,664株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2045年7月24日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 18個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 5,994株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2046年7月22日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 16個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 5,328株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2047年7月21日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	3名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第7回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 18個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 5,994株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2048年7月20日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
<p>取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)</p>	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第8回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 39個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 12,987株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2049年7月19日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>3名</p>
	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第9回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 66個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 21,978株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2050年7月22日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>4名</p>

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第10回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 85個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 28,305株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2051年7月21日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	5名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第11回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 19個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2043年7月31日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第12回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 18個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 1,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2044年7月30日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	1名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第13回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 28個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 2,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2045年7月30日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第14回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 27個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 2,700株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2046年7月27日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第15回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 29個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 2,900株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2047年7月26日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第16回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 28個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 2,800株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2048年8月1日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第17回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年10月3日 ③新株予約権の総数 46個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 4,600株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2049年7月31日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第18回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 48個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 4,800株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2050年7月29日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名
	<p>①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第19回新株予約権</p> <p>②新株予約権の割当日 2022年10月3日</p> <p>③新株予約権の総数 114個</p> <p>④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 11,400株</p> <p>⑤新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2051年7月28日まで</p> <p>⑥権利行使価額 1株当たり1円</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。</p>	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第20回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年12月9日 ③新株予約権の総数 155個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 15,500株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年12月10日から2052年12月9日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	6名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社あいちフィナンシャルグループ 第21回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2022年12月9日 ③新株予約権の総数 99個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 9,900株 ⑤新株予約権の行使期間 2022年12月10日から2052年12月9日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社および当社子会社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 	3名

(注) 2022年6月23日開催の株式会社愛知銀行および株式会社中京銀行定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社愛知銀行および株式会社中京銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はございません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 福井 淳 池ヶ谷 正 山田 昌紀	13	会計監査人の報酬額等の同意の理由 (注) 4

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、127百万円であります。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
5. 当社は、上記報酬等の額以外に、当事業年度において、上記の監査証明業務に基づく報酬のほか、前事業年度の監査証明業務に基づく追加報酬として、7百万円を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等の観点から、職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

当社は以下のとおり、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ会社の役職員は、「PURPOSE」「MISSION」「VALUE」の3要素から成る経営ビジョンを基に制定された「コンプライアンス基本方針」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス・リスク統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

役職員に「コンプライアンス・マニュアル」および「倫理・行動憲章」を周知し法令遵守の徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。

法令違反行為等を通報・相談する体制として、社内外に通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見・早期解決および是正を図る。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。

取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令および社内規程により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう社内規程に基づき文書の整理および保存を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本方針」および「危機管理規程」に基づき、リスク種類ごとに基本規程・マニュアルを整備しリスク管理を図る。

リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。

信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取り締役会へ報告される体制とする。

取締役会直轄の組織として監査部を設置し、当社およびグループ会社の内部監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会を設置し、重要な案件につき横断的な協議を行う。また、「組織・職制規程」「業務分掌規程」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。

取締役は、その業務執行状況について定期的に取り締役会に報告する。

(5) 当社ならびにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ経営管理規程」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する当社への承認事項、報告事項を定める。

グループ会社の統括は経営企画部が担当し、「グループ経営管理規程」に基づきグループ各社から業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。

また、当社の監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。

当社とグループ会社は、社内外の通報窓口について、統一的に運用・対応できる体制とする。

(6) 顧客保護等管理体制

常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。

経営理念およびコンプライアンス基本方針を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、「顧客保護等管理基本方針」を策定する。

顧客保護等管理を基本的に次の項目としたうえで、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。

- ①顧客説明管理
- ②顧客サポート等管理
- ③顧客情報管理
- ④利益相反管理
- ⑤外部委託管理

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補佐するために監査等委員会事務局を設置し、常勤で使用人を所属させる。監査等委員会事務局の使用人の人数および選任について、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局に所属する使用人の任命および異動、人事考課については、監査等委員会の意見を尊重する。

監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査等委員へ、重要な稟議書・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。

監査等委員会は必要に応じて報告事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることができる体制とする。

常勤の監査等委員は、当社およびグループ会社の内部通報窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取り扱う。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を当社に求めることができる。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表者へのヒアリングなどを定期的に行う。また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査等委員、監査役会または監査役、内部監査部門である監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制をとる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・ 当社グループは、企業倫理の確立と法令等遵守の精神に則り、コンプライアンスをグループ全体の最重要経営課題と位置づけ、グループ各社および各役職員が一丸となってコンプライアンス態勢を確立します。また、各役職員は、「コンプライアンス基本方針」の理念を十分に理解するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」および「倫理・行動憲章」を精読のうえ、業務を執行します。
- ・ コンプライアンス委員会につきましては、原則隔月開催し、コンプライアンス体制の整備・強化を図っております。
- ・ 「コンプライアンス管理規程」に基づき、年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラムの実施状況、重要なコンプライアンス違反の発生内容および改善策、その他重要事項について、コンプライアンス委員会、取締役会への報告を行っております。
- ・ 法令違反行為等を通報・相談する体制につきましては、当社の常勤の監査等委員・監査部長および第三者機関（弁護士）を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報状況等は定期的にコンプライアンス委員会、取締役会へ報告しております。
- ・ 反社会的勢力への対応につきましては、対応状況についてコンプライアンス委員会、取締役会へ報告しております。

(2) リスク管理体制

- ・ 当社グループは、リスク管理の重要性を認識し、グループの経営の健全性を確保し適切な運営を進めることを「リスク管理基本方針」として定め、グループ統一的なリスク管理をグループ会社と連携して取組み、グループリスク管理の強化を進めております。
- ・ グループ全体のリスク管理に関する事項を検討する「リスク管理委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス・リスク統括部担当役員を委員長として各部の部長（ただし監査部長を除く）全員が委員として出席し、当社グループのリスク管理状況について定期的に報告する態勢としております。
- ・ 監査部は、当社本部各部およびグループ会社の内部監査を行い、監査結果および改善状況等を半期毎に取締役会へ報告しております。

(3) 取締役の効率的な職務執行を確保するための体制

- ・ 取締役会は毎月1回定例的に開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。当事業年度は定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催しております。
- ・ また、重要な案件について協議を行うため、グループ経営管理委員会（12回）、リスク管理委員会（7回）、コンプライアンス委員会（9回）を開催しております。
- ・ 取締役の職務は、「組織・職制規程」「業務分掌規程」等により明確化し、取締役の業務執行状況は、定期的に取り締役会へ報告しております。
- ・ 取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し法令および社内規程に従い、主管部にて保存・管理を行っております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社の管理体制、当社への承認申請・報告を要する重要事項等を「グループ経営管理規程」に定めております。また、経営企画部がグループ会社の統括部署として業務内容の報告を受けるとともに、グループ会社の指導・管理を行う体制を構築しております。
- ・ 監査部は、グループ会社の内部管理態勢等の適切性・有効性について監査を実施しております。
- ・ コンプライアンス・ホットラインにつきましては、当社とグループ会社で統一的に運用・対応できる体制を構築しております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ・ 監査等委員会は、代表取締役へ定期的にヒアリングを行うとともに、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部等との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・ 当社およびグループ会社の重要な稟議書・報告書は常勤の監査等委員へ随時回覧するとともに、常勤の監査等委員は各種委員会等の重要な会議に出席しております。
- ・ 監査等委員会の職務を補佐するため、監査等委員会以外から指揮命令をうけない専任のスタッフが所属しております。

特定完全子会社に関する事項

当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社愛知銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号	181,626百万円
株式会社中京銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目33番13号	22,708百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は209,348百万円であります。

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はございません。

(2) 補償契約

該当事項はございません。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 9社

株式会社愛知銀行
株式会社中京銀行
愛銀ビジネスサービス株式会社
愛銀リース株式会社
株式会社愛銀ディーシーカード
愛銀コンピュータサービス株式会社
愛知キャピタル株式会社
株式会社中京カード
中京ファイナンス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎん事業承継ファンド1号投資事業有限責任組合
あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ございません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

あいぎんベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎん事業承継ファンド1号投資事業有限責任組合
あいちスタートアップファンド1号投資事業有限責任組合
あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等
該当ございません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

第2期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	605,152	預 金	5,821,934
コールローン及び買入手形	1,150	譲 渡 性 預 金	23,100
買 入 金 銭 債 権	8,180	債券貸借取引受入担保金	190,898
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	326,089
有 価 証 券	1,367,104	外 国 為 替	1,463
投 資 損 失 引 当 金	△0	そ の 他 負 債	38,371
貸 出 金	4,704,470	賞 与 引 当 金	1,229
外 国 為 替	6,826	役 員 賞 与 引 当 金	105
そ の 他 資 産	67,812	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12
有 形 固 定 資 産	66,143	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	87
建 物	11,591	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	162
土 地	48,192	偶 発 損 失 引 当 金	2,354
リ ー ス 資 産	110	繰 延 税 金 負 債	35,399
建 設 仮 勘 定	218	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,493
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,030	支 払 承 諾	6,203
無 形 固 定 資 産	2,371	負 債 の 部 合 計	6,451,906
ソ フ ト ウ ェ ア	2,127	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	31	資 本 金	20,026
リ ー ス 資 産	45	資 本 剰 余 金	37,021
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	167	利 益 剰 余 金	230,061
退 職 給 付 に 係 る 資 産	21,063	自 己 株 式	△337
繰 延 税 金 資 産	520	株 主 資 本 合 計	286,772
支 払 承 諾 見 返	6,203	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	76,387
貸 倒 引 当 金	△25,561	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	734
資 産 の 部 合 計	6,831,438	土 地 再 評 価 差 額 金	8,308
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,865
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	92,295
		新 株 予 約 権	463
		純 資 産 の 部 合 計	379,531
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,831,438

第2期 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	56,459	88,687
貸出金利	36,059	
有価証券利息	19,705	
コールローン利息及び買入手形利息	41	
預金の利息	377	
その他の受入利息	275	
役所の取引等収益	17,283	
その他の他業経常収益	6,561	
償却の他の権利取立	8,381	
その他の常取	9	
経常費用	8,371	76,102
投資金調達費	3,479	
預讓渡性預金利息	1,283	
コールマネー利息及び売渡手形利息	8	
債券貸借取引支払利息	64	
借入金の利息	336	
社債の償還利息	114	
その他の引当金の利息	31	
役所の取引等費用	1,640	
その他の他業経常費用	5,435	
その他の他業経常費用	14,946	
貸倒引当金の繰入額	43,712	
睡眠預金払戻引当金の繰入額	8,529	
偶発損失の他の引当金の繰入額	1,121	
その他の引当金の繰入額	31	
経常利益	316	
特別利益	7,059	12,584
固定資産処分益	7	7
固定資産処分損失	54	561
減価償却損	285	
リース解除損	222	
税金等調整前当期純利益		12,030
法人税、住民税及び事業税		3,489
法人税等調整額		169
当期純利益		3,659
非支配株主に帰属する当期純利益		8,371
親会社株主に帰属する当期純利益		75
		8,295

第2期連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,026	34,374	226,645	△516	280,530
当期変動額					
剰余金の配当			△4,895		△4,895
親会社株主に帰属する当期純利益			8,295		8,295
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		△47		188	141
土地再評価差額金の取崩			15		15
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,695			2,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,647	3,416	178	6,242
当期末残高	20,026	37,021	230,061	△337	286,772

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	28,830	380	8,324	326	37,862	537	4,546	323,476
当期変動額								
剰余金の配当								△4,895
親会社株主に帰属する当期純利益								8,295
自己株式の取得								△10
自己株式の処分								141
土地再評価差額金の取崩								15
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								2,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,556	353	△15	6,538	54,433	△73	△4,546	49,813
当期変動額合計	47,556	353	△15	6,538	54,433	△73	△4,546	56,055
当期末残高	76,387	734	8,308	6,865	92,295	463	—	379,531

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	3年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～8年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定により、次のとおり計上しております。

- ①破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ③貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者（要注意先）のうち、債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者（要管理先）に係る債権については、今後3年間または、平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、かつ、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。
- ④上記③以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（正常先）に係る債権は今後1年間又は平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに基づく修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
上記③及び④に将来見込みに基づく予想損失率の修正方法について、以下の方法を採用しております。

・業種の特性を反映する方法

今後の経済環境の変化が信用リスクにあたる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

・マクロ経済指標の予想を反映する方法

貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率の平均値とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、銀行業を営む連結される子会社の執行役員並びにその他の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、銀行業を営む連結される子会社の執行役員並びにその他の連結される子会社及び子法人等の役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、銀行業を営む連結される子会社である株式会社中京銀行の過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定の（残存）期間毎にブルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

一部の銀行業を営む連結される子会社においては、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっており、ヘッジの有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更)

当社の連結子会社である愛銀リース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準については、従来より、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(業種別監査委員会報告第19号 2000年11月14日)に基づき、割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上する処理を行ってきましたが、当連結会計年度にリースシステムを変更したことに伴い、経済実態をより適切に計算書類に反映させることが可能となったことから、当連結会計年度より、元本相当額を割賦債権に、利息相当額を売上高に計上する方法に変更しており、当該変更は遡及適用しておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に対する影響はありません。

加えて、割賦販売取引に含まれる利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、原則的な方法である利息法に変更しております。当該変更が過去に与える影響は軽微であるため遡及適用せず、累積的影響額は当期の損益で処理しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 25,561百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当規定に則り貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

(イ) 債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

(ロ) 原材料価格や人件費の上昇による企業業績への影響や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い導入された実質無利子・無担保融資の返済開始による資金繰りへの影響等が翌連結会計年度においても継続すると見込まれ、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

こうした仮定のもと、一部の銀行業を営む連結される子会社においては、今後の経済環境の変化が信用リスクにあたる影響が大きいと考えられる特定業種に属する債務者に係る債権について、業績悪化に伴

い今後増加すると予想される信用コストの増加を予想損失率に反映させて引当を行っております。

また、一部の銀行業を営む連結される子会社においては、貸倒の発生確率と相関性の高いマクロ経済指標の将来予測を行い、マクロ経済指標と貸倒実績との相関性から算出した関数を利用してマクロ経済指標の予測値より予想損失率を求めております。そのうえで、当該予想損失率と過去の一定期間における貸倒実績率の平均値とを比較考量し、必要があればそれぞれに基づき算定された金額の差額を予想損失額に反映しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は高い不確実性を伴い、経済環境の変化、貸出先の経営状況の変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等の出資金を除く） 842百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	14,555百万円
危険債権額	64,780百万円
要管理債権額	9,516百万円
三月以上延滞債権額	124百万円
貸出条件緩和債権額	9,392百万円
小計額	88,852百万円
正常債権額	4,689,019百万円
合計額	4,777,871百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,403百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,245百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 469,985百万円

貸出金 119,940百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,071百万円

債券貸借取引受入担保金 190,898百万円

借入金 317,557百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券111,860百万円及び貸出金96,811百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金16,800百万円、金融商品等差入担保金10,419百万円及び保証金522百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、980,257百万円であり、うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は、896,080百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、銀行業を営む連結される子会社である株式会社愛知銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

8. 有形固定資産の減価償却累計額	26,972百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額	2,905百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、59,660百万円であります。	
11. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額	0百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益7,519百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損866百万円、システム統合関連費用4,117百万円及び株式等償却145百万円を含んでおります。
3. 資産の用途変更や継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び撤去費用等を減損損失（285百万円）として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）		
稼働資産	愛知県内	営業店舗等3か店	土地及び建物動産等	50		
				(うち土地)	－	
				(うち建物等)	50	
				(うち動産等)	0	
					(うち撤去費用)	－
	愛知県外	営業店舗等1か店	土地及び建物動産等	1		
				(うち土地)	－	
				(うち建物等)	1	
				(うち動産等)	0	
						(うち撤去費用)
遊休資産	愛知県内	遊休資産等2か店	土地及び建物動産等	224		
				(うち土地)	162	
				(うち建物等)	61	
				(うち動産等)	－	
					(うち撤去費用)	－
	愛知県外	遊休資産等1か店	土地及び建物動産等	8		
				(うち土地)	8	
				(うち建物等)	－	
				(うち動産等)	－	
						(うち撤去費用)
合計				285		
				(うち土地)	171	
				(うち建物等)	113	

(うち動産等 0)
(うち撤去費用 -)

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	49,124	－	－	49,124	
合計	49,124	－	－	49,124	
自己株式					
普通株式	197	4	72	129	(注)
合計	197	4	72	129	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買取請求による増加 4千株

 普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

 単元未満株式の買取請求による減少 0千株

 ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式処分による減少 41千株

 譲渡制限付株式報酬としての割当による処分による減少 30千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権			－		463		
	合計			－		463		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,446百万円	50円	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月13日 取締役会	普通株式	2,449百万円	50円	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,449百万円	その他利益 剰余金	50円	2024年3月31日	2024年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

主として顧客から「預金」を受け入れることで資金調達を行い、調達資金である「預金」を民間企業や個人を対象に貸付けを行う貸出業務を行うとともに、債券、株式等で運用する市場運用を行っております。デリバティブ取引については、顧客の為替変動リスク回避、当社自身の外貨資金調達取引及び金利上昇リスク回避のために利用しております。また、金融資産及び金融負債が市場リスクに晒されることから回避するため、総合的リスク管理の観点から、ヘッジ手段としてデリバティブを利用することとしております。

なお、デリバティブ取引のうち、金利スワップ取引の一部については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、特例処理ができるものについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として民間企業や個人に対する貸出金であり、金利リスク及び信用供与先の財務状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式であり、債券は売買目的、その他有価証券及び満期保有目的、株式は純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。預金については、流動性預金と定期性預金があり、金利の変動リスクに晒されております。

金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では資産及び負債の総合的管理（A L M）を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループでは、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

当社グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っております。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。与信管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

当社グループでは、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当社グループでは、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、当社グループでは信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク量を適切にコントロールするために、コンプライアンス・リスク統括部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当社グループが抱える市場リスク量や、当社グループの損益がどのように変動するかを把握しております。

コンプライアンス・リスク統括部は、市場リスクの状況について、定期的に取り締役会・リスク管理委員会等に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当社グループの自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

○市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数は金利リスクと株価リスクであります。

これらの影響を受ける金融資産及び金融負債について定量的分析を行っており、VaRを用いて愛知銀行及び中京銀行がそれぞれ算定・管理しております。

愛知銀行では、「市場統合リスク」、「債券」、「投信・その他の証券」、「純投資株式」、「政策投資株式」に区分してVaRを算定することで、金利の変動リスク及び株価の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたってはヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125日、信頼区間99%、観測期間10年）を採用しております。

2024年3月31日（当期の連結決算日）現在で市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で40,519百万円であります。VaRの算定にあたっては、バンキング勘定の金利リスクと投信・その他の証券の価格変動リスク、及び純投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値と、政策投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値を合算しております。

中京銀行では、「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「デリバティブ取引」等のVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

2024年3月31日（当期の連結決算日）現在で市場リスク量（損失額の推計値）は全体で9,655百万円です。

なお、当社グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	8,180	8,180	－
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	0	0	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,662	5,648	△13
その他有価証券	1,354,699	1,354,699	－
(4) 貸出金	4,704,470		
貸倒引当金（*1）	△24,285		
	4,680,184	4,665,173	△15,011
資産計	6,048,726	6,033,701	△15,025
(1) 預金	5,821,934	5,822,547	613
(2) 譲渡性預金	23,100	23,100	－
(3) 借入金	326,089	324,967	△1,121
負債計	6,171,123	6,170,615	△508
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,241)	(1,241)	－
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	2,885	2,885	－
デリバティブ取引計	1,644	1,644	－

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）ヘッジ対象である国債・貸出金等の相場変動を相殺するため、又はキャッシュ・フローの固定化のため

にヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	4,542
組合出資金等 (*3)	2,200

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について145百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10 年 超
預け金	567,437	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	1,150	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	8,715
有価証券	87,509	204,349	306,455	151,480	109,774	178,278
満期保有目的の債券	—	—	—	—	5,480	200
その他有価証券のうち満期があるもの	87,509	204,349	306,455	151,480	104,294	178,078
貸出金 (*)	542,370	805,853	601,484	512,124	493,707	1,252,277
合 計	1,198,468	1,010,202	907,940	663,605	603,481	1,439,270

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない78,126百万円、期間の定めのないもの418,526百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金(*)	5,547,488	237,484	36,961	—	—	—
譲渡性預金	23,100	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	190,898	—	—	—	—	—
借入金	200,014	74,107	51,967	—	—	—
合計	5,961,500	311,592	88,928	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度末（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	8,180	8,180
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	0	—	—	0
その他有価証券				
国債・地方債等	256,996	267,794	—	524,790
社債	—	314,256	59,665	373,922
株式	204,135	—	—	204,135
その他	141,540	110,310	—	251,850
デリバティブ取引				
金利関連	—	2,849	—	2,849
通貨関連	—	680	—	680
資産計	602,672	695,890	67,846	1,366,409
デリバティブ取引				
金利関連	—	478	—	478
通貨関連	—	1,407	—	1,407
負債計	—	1,885	—	1,885

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度末（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,980	3,480	—	5,460
社債	—	188	—	188
貸出金	—	—	4,665,173	4,665,173
資産計	1,980	3,668	4,665,173	4,670,821
預金	—	5,822,547	—	5,822,547
譲渡性預金	—	23,100	—	23,100
借入金	—	324,967	—	324,967
負債計	—	6,170,615	—	6,170,615

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
資産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から入手した価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレート（店頭基準金利）を用いております。なお、連結決算日における預入満期までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、当該取引から発生する見積将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いているインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年3月31日現在）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
自行保証付 私募債	現在価値技法	割引率 倒産時の損失率	0.0%－13.6% 0.0%－100%	0.3% 31.0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び発行の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表に計上している資産及び負債の評価損益(*)
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権								
信託受益権	8,788	-	△250	△358	-	-	8,180	-
有価証券								
その他有価証券								
自行保証付私募債	59,171	△73	△100	667	-	-	59,665	-

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門及びコンプライアンス・リスク統括部が時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	1,899	1,911	11
	社 債	—	—	—
	小 計	1,899	1,911	11
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	1,983	1,980	△3
	地 方 債	1,579	1,569	△10
	社 債	200	188	△11
	小 計	3,763	3,737	△25
合計		5,662	5,648	△13

3. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	195,968	87,397	108,570
	債 券	95,304	94,714	589
	国 債	14,828	14,721	106
	地 方 債	6,422	6,389	32
	社 債	74,053	73,603	450
	外 国 債 券	22,322	22,188	133
	そ の 他	120,011	97,412	22,599
	小 計	433,606	301,713	131,893
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	8,166	9,037	△870
	債 券	803,409	821,753	△18,343
	国 債	242,168	251,366	△9,198
	地 方 債	261,372	265,839	△4,467
	社 債	299,868	304,547	△4,678
	外 国 債 券	61,757	62,412	△654
	そ の 他	55,939	59,704	△3,765
	小 計	929,272	952,906	△23,634
合 計		1,362,879	1,254,619	108,259

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	24,740	4,847	823
債券	58,559	285	2,008
国債	34,409	281	1,943
地方債	13,784	0	50
社債	10,364	4	14
外国債券	29,062	103	661
その他	87,213	2,674	5,443
合計	199,576	7,912	8,936

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、79百万円（うち、社債79百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	12,427	—	12,427	1,679	14,107
預金・貸出業務	4,256	—	4,256	702	4,958
為替業務	2,984	—	2,984	—	2,984
代理業務	2,525	—	2,525	—	2,525
その他	2,660	—	2,660	977	3,638
その他業務収益	—	616	616	—	616
その他経常収益	223	—	223	74	297
顧客との契約から生じる経常収益	12,651	616	13,268	1,753	15,022
上記以外の経常収益	66,803	5,466	72,269	143	72,413
外部顧客に対する経常収益	79,454	6,083	85,538	1,897	87,436

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業、電算機による業務処理等事業、投資事業有限責任組合の組成運営業務等、信用保証業務及び集金代行業務であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記分解情報に記載している銀行業の役務取引等収益のうち、主なものは、預金・貸出業務は融資関連手数料、為替業務は内国及び外国為替手数料、代理業務は口座振替手数料及び預かり資産手数料であり、役務の提供時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式（愛銀リース株式会社及び株式会社愛銀ディーシーカード）の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
愛銀リース株式会社	リース業務
株式会社愛銀ディーシーカード	その他

(2) 企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
愛銀リース株式会社	2023年8月1日、10日、14日、21日
株式会社愛銀ディーシーカード	2023年10月23日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループ内の持分比率を引き上げることによりグループ経営の強化を図り、これまで以上にグループが一体となった総合金融サービスを提供することを目的として、非支配株主が保有する株式を取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

① 愛銀リース株式会社

取得の対価	現金預け金	1,672百万円
取得原価		1,672百万円

② 株式会社愛銀ディーシーカード

取得の対価	現金預け金	258百万円
取得原価		258百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
2,695百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社愛知銀行 取締役（社外取締役除く）2名	株式会社愛知銀行 取締役（社外取締役除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	当社普通株式 4,662 株	当社普通株式 13,320 株
付与日（注3）	2012年7月20日	2013年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2042年7月20日	2022年10月3日 ～2043年7月19日
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社愛知銀行 取締役（社外取締役除く）8名	株式会社愛知銀行 取締役（社外取締役除く）9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	当社普通株式 12,987 株	当社普通株式 12,654 株
付与日（注3）	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2044年7月25日	2022年10月3日 ～2045年7月24日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）12名	株式会社愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	当社普通株式 24,642 株	当社普通株式 20,313 株
付与日（注3）	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2046年7月22日	2022年10月3日 ～2047年7月21日
	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）9名	株式会社愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	当社普通株式 25,308 株	当社普通株式 31,635 株
付与日（注3）	2018年7月20日	2019年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2048年7月20日	2022年10月3日 ～2049年7月19日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名	株式会社愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	当社普通株式 35,298 株	当社普通株式 35,964 株
付与日（注3）	2020年7月22日	2021年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2050年7月22日	2022年10月3日 ～2051年7月21日
	第11回新株予約権	第12回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社中京銀行取締役2名 株式会社中京銀行執行役員1名	株式会社中京銀行取締役2名 株式会社中京銀行執行役員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	当社普通株式 5,700 株	当社普通株式 5,500 株
付与日（注3）	2013年7月31日	2014年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2043年7月31日	2022年10月3日 ～2044年7月30日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社中京銀行取締役3名 株式会社中京銀行執行役員1名	株式会社中京銀行取締役4名 株式会社中京銀行執行役員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注2)	当社普通株式 6,500株	当社普通株式 8,800株
付与日(注3)	2015年7月30日	2016年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2045年7月30日	2022年10月3日 ～2046年7月27日
	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社中京銀行取締役4名 株式会社中京銀行執行役員3名	株式会社中京銀行取締役4名 株式会社中京銀行執行役員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注2)	当社普通株式 11,300株	当社普通株式 13,200株
付与日(注3)	2017年7月26日	2018年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2047年7月26日	2022年10月3日 ～2048年8月1日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社中京銀行取締役5名 株式会社中京銀行執行役員5名	株式会社中京銀行取締役6名 株式会社中京銀行執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注2)	当社普通株式 18,300株	当社普通株式 24,500株
付与日(注3)	2019年7月31日	2020年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2049年7月31日	2022年10月3日 ～2050年7月29日
	第19回新株予約権	第20回新株予約権
決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会	2022年11月14日 当社取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社中京銀行取締役6名 株式会社中京銀行執行役員5名	株式会社愛知銀行取締役(監査等委員 である取締役及び社外取締役除く)7 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注2)	当社普通株式 41,000株	当社普通株式 17,400株
付与日(注3)	2021年7月28日	2022年12月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年10月3日 ～2051年7月28日	2022年12月10日 ～2052年12月9日

第21回新株予約権	
決議年月日	2022年11月14日 当社取締役会
付与対象者の区分及び人数	株式会社中京銀行取締役（監査等委員 である取締役及び社外取締役除く）8 名 株式会社中京銀行執行役員4名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注2）	当社普通株式 30,400 株
付与日	2022年12月9日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2022年12月10日 ～2052年12月9日

- (注) 1 第1回から第19回までは当社が2022年10月3日付の株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行の共同株式移転により両行の完全子会社として設立されたことに伴い、両行が発行していた新株予約権者に対して当社の新株予約権を交付したものであります。
- 2 株式数に換算して記載しております。
- 3 付与日は、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行における当初の付与日であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	4,662	9,324	11,988	11,655	21,978
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	2,331	3,330	1,665	3,663
失効	—	—	—	—	—
未行使残	4,662	6,993	8,658	9,990	18,315

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前事業年度末	20,313	20,646	31,635	35,298	35,964
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	3,663	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	16,650	20,646	31,635	35,298	35,964

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前事業年度末	3,800	3,700	5,100	7,500	9,900
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	1,300	2,800
失効	—	—	—	—	—
未行使残	3,800	3,700	5,100	6,200	7,100

	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前事業年度末	11,000	16,000	22,000	37,300	17,400
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	2,700	4,200	4,500	6,800	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	8,300	11,800	17,500	30,500	17,400

	第21回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	30,400
権利確定	—
権利行使	5,000
失効	—
未行使残	25,400

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	2,584円	2,468円	2,551円	2,614円
付与日における公正な 評価単価	3,645円	4,556円	4,959円	6,811円	4,466円

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,601円	－	－	－	－
付与日における公正な 評価単価	6,004円	4,673円	3,523円	2,358円	2,367円

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	－	－	2,330円	2,281円
付与日における公正な 評価単価	1,650円	1,710円	2,180円	2,190円	2,174円

	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,282円	2,297円	2,297円	2,296円	－
付与日における公正な 評価単価	2,178円	2,079円	1,932円	1,300円	1,859円

	第21回 新株予約権
権利行使価格	1円
行使時平均株価	2,296円
付与日における公正な 評価単価	1,859円

(注) 第1回から第19回については株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行がそれぞれ当初付与した日における公正な評価単価を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	7,736円85銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	169円40銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	168円23銭

(重要な後発事象)

<株式会社エイエイエスシーの子会社化>

当社は、2024年1月31日開催の取締役会において、ソフトウェア開発事業会社である株式会社エイエイエスティ他2社の株式保有会社である株式会社エイエイエスシー（以下、「エイエイエスシー」といいます。）の株式の取得及び同社を子会社化することを決議し、2024年3月26日付で銀行法第52条の23第3項の規定に基づく子会社対象会社のみを子会社とする持株会社を子会社とする認可を得たことから、2024年4月2日付でエイエイエスシーの株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
株式会社エイエイエスシー	ソフトウェア開発事業会社3社の株式の保有及び間接部門業務の受託業

(2)企業結合を行った理由

当社は、「金融サービスを通じて、地域社会の繁栄に貢献します」をパーパスに掲げ、地域のお客さまのさまざまなニーズや課題に対応可能な「コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデル」の確立を目指しております。

社会全体でデジタル化が進むなか、当社グループのみならず、地域のお客さまのIT化の支援も地域金融機関としての重要な使命の一つであるととらえ、このたび、愛知県を中心に高品質なシステムサービスを提供する独立系ソフトウェア開発企業である株式会社エイエイエスティ他2社の株式保有会社である株式会社エイエイエスシーを子会社化することで、同社グループが保有するデジタル分野の技術力や知見の活用によるお客さまへのデジタル分野における高度なソリューション提供やコンサルティングが可能となり、当社が標榜するコンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルの進化に寄与するものと考え、同社の株式を取

得することといたしました。

当社グループはこれからも、事業活動を通じ、地域経済の発展と持続可能な社会の実現を目指してまいります。

(3)企業結合日

2024年4月2日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6)取得した議決権の比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った根拠

現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,100百万円
-------	----	----------

取得原価	2,100百万円
------	----------

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 45百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

第2期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,982	流 動 負 債	127
現 金 及 び 預 金	4,477	未 払 費 用	17
前 払 費 用	2	未 払 法 人 税 等	13
未 収 還 付 法 人 税 等	478	賞 与 引 当 金	58
そ の 他	24	役 員 賞 与 引 当 金	13
固 定 資 産	204,365	そ の 他	25
無 形 固 定 資 産	6	負 債 の 部 合 計	127
商 標 権	6	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	204,359	株 主 資 本	208,756
関 係 会 社 株 式	204,334	資 本 金	20,026
繰 延 税 金 資 産	24	資 本 剰 余 金	183,811
資 産 の 部 合 計	209,348	資 本 準 備 金	5,026
		そ の 他 資 本 剰 余 金	178,784
		利 益 剰 余 金	5,256
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,256
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,256
		自 己 株 式	△337
		新 株 予 約 権	463
		純 資 産 の 部 合 計	209,220
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	209,348

第2期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	8,018
関 係 会 社 受 取 配 当 金	6,998
関 係 会 社 受 入 手 数 料	1,020
営 業 費 用	1,009
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,009
営 業 利 益	7,009
営 業 外 収 益	0
受 取 利 息	0
そ の 他	0
経 常 利 益	7,010
税 引 前 当 期 純 利 益	7,010
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30
法 人 税 等 調 整 額	△10
法 人 税 等 合 計	20
当 期 純 利 益	6,989

第2期株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	20,026	5,026	178,832	183,859	3,162	3,162	△516	206,531	537	207,068
当期変動額										
剰余金の配当					△4,895	△4,895		△4,895		△4,895
当期純利益					6,989	6,989		6,989		6,989
自己株式の取得							△10	△10		△10
自己株式の処分			△47	△47			188	141		141
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△73	△73
当期変動額合計	—	—	△47	△47	2,094	2,094	178	2,225	△73	2,151
当期末残高	20,026	5,026	178,784	183,811	5,256	5,256	△337	208,756	463	209,220

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

関係会社受入手数料

当子会社への経営管理に係る手数料であり、経営管理契約に基づいて、必要な指導・助言等を行う履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権

預金

4,460百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

関係会社受取配当金

6,998百万円

関係会社受入手数料

1,020百万円

販売費及び一般管理費

728百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

受取利息

0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普通株式	197	4	72	129	(注) 1, 2
合 計	197	4	72	129	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加4千株は、単元未満株式の買取請求による増加4千株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少72千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少41千株及び譲渡制限付株式報酬としての割当による処分による減少30千株であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
賞与引当金	17
その他	6
繰延税金資産小計	24
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	24
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	24百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 愛知銀行	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任 出向者の受入	経営管理料の受取(注1)	671	—	—
				配当金の受取	5,674	—	—
				出向者人件費の 支払(注2)	419	—	—
子会社	株式会社 中京銀行	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任 出向者の受入	経営管理料の受取(注1)	349	—	—
				配当金の受取	1,323	—	—
				出向者人件費の 支払(注2)	250	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。
2. 出向者人件費は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,260円77銭
1株当たりの当期純利益金額	142円73銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	141円74銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社あいちフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷	正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田	昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あいちフィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あいちフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社あいちフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷	正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田	昌 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あいちフィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めま
す。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執
行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社あいちフィナンシャルグループ
監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 加 藤 政 宏 ㊟
監 査 等 委 員 江 本 恭 敏 ㊟
監 査 等 委 員 柴 田 雄 己 ㊟
監 査 等 委 員 村 田 知 英 子 ㊟
監 査 等 委 員 我 妻 巧 ㊟
監 査 等 委 員 板 倉 麻 子 ㊟

(注) 監査等委員 江本恭敏、柴田雄己、村田知英子、我妻巧及び板倉麻子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。